

特許権	判決年月日	令和4年3月28日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10063号		
<p>○ 特許請求の範囲は、明細書の記載を参酌すると、第三者に不測の損害を被らせるほどに不明確なものとはいえないとされた事例。</p> <p>○ 明細書の発明の詳細な説明は、当業者が過度の試行錯誤等を経ることなく、特許請求の範囲に記載された発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されており、実施可能要件違反はないとされた事例。</p> <p>○ 審決が認定した主引用例と発明との一致点及び相違点の判断に誤りはなく、容易想到性の判断も誤りはないとされた事例。</p>				

(事件類型) 審決取消請求事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項、36条4項1号、36条6項2号

判決要旨

1 事案の概要は以下のとおりである。

(1) 被告は、平成16年3月3日、発明の名称を「屋内のネット等の吊張体の吊張り方法、及びその装置」とする発明について特許出願(特願2004-101282号。優先権主張：平成15年7月17日、優先権主張番号：特願2003-297966号)、優先権主張国：日本。以下「本件出願」という。)をし、平成16年9月24日、特許権の設定登録を受けた(特許第3598508号。請求項の数4。以下、この特許を「本件特許」という。)

(2) 原告は、令和元年12月11日、本件特許を無効とすることを求める特許無効審判(無効2019-800107号事件)を請求した。

特許庁は、令和3年4月6日、「特許第3598508号の請求項4に係る発明についての特許を無効とする。特許第3598508号の請求項1～3に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同月15日、原告に送達された。

(3) 原告は、令和3年5月12日、本件審決のうち「特許第3598508号の請求項1～3に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」との部分について取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 原告は、本件審決の取消事由として、①明確性要件違反の判断の誤り(取消事由1)、②実施可能要件違反の判断の誤り(取消事由2)、③進歩性欠如の判断の誤り(取消事由3)を主張した。

3 本判決は、以下のとおり説示して、原告の請求を棄却した。

(1) 取消事由1(請求項1に係る発明(本件発明1)について抜粋)

本件発明1の特許請求の範囲には、「高さ方向の距離に対応した長さ」を、

吊張体、又は／及び吊り上げワイヤーの「他端側」（床面側）で調整する手段であることが特定されており、本件明細書の記載を参酌すると、調整手段は、「高さ方向の距離に対応した長さ」に応じた距離だけ吊り上げワイヤーが吊り上げられた後、吊張体を上方に持ち上げるように構成されているものと解することができるから、調整手段の具体的構成については特定されていなくても、本件発明 1 に係る特許請求の範囲の記載としては、第三者が特許に係る発明の内容を把握することを困難にするものとはいえず、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確なものとはいえない。

(2) 取消事由 2

本件明細書の実施例で開示されている構成では、吊り上げワイヤーの下端部（床面側）で、一对の筒状体 1 5 の間を「高さ方向の距離に対応した長さ」（L。以下「差分」ということもある。）に調整した上でウインチ 1 0 を作動させると、吊り上げワイヤー 9 の上部の移動に合わせてストッパー 1 4、筒状体 1 5 も上部に連動して「高さ方向の距離に対応した長さ」（L）に相当する分が移動した後、ワイヤー挿通体 1 6 に当接して吊張体 1 2 が吊り上げワイヤー 9 と係合し、さらに吊り上げワイヤー 9 を上部に移動させることに連動して吊張体 1 2 も上部に持ち上げられる動作が行われることで、基準となる吊り上げワイヤー（図 1 の 9 b）から差分に応じて順に吊張体 1 2 が吊り上げられ、円弧状の天井に吊張体を吊張りすることができるものと、当業者であれば容易に理解することができる。

本件明細書の発明の詳細な説明には、個々の実施例や図面に関していえば、十分に説明されているとはいえない点があるものの、当業者が過度の試行錯誤等を経ることなく、特許請求の範囲に記載された発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されているといえる。

(3) 取消事由 3

本件発明 1 と甲 1 発明は、ネットを円弧状に吊り上げるための動作機序が異なるものであり、こうした動作の違いを生じさせる調整手段の特定は相違点と位置付けられるべきであるから、本件審決の判断に誤りはない。

原告は、「円弧状の天井部の高低差」を調整手段であらかじめ調整した後、吊り上げワイヤーを移動してネット等の吊張体を吊張りすること」が一致点であることを前提として容易想到性の判断の誤りを主張するところ、この点は一致点ではなく相違点であるから、原告の主張はその前提において理由がない。

本件発明 1 は、甲 1 発明に甲 2（特開平 7 - 2 6 5 5 5 3 号公報）又は甲 3（特開平 5 - 1 8 7 1 3 4 号公報）に記載された事項から容易に想到することができないから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。